

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	年金生活者支援給付金の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する請求書を受領し日本年金機構へ報告を行う。また、日本年金機構が年金生活者支援給付金の審査に関し必要な情報について報告を行う法定受託事務である。 特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査等に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等に係る照会への回答
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の128の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 別表の主務省令第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課国民年金担当
②所属長の役職名	参事
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	吹田市市民部市民総務室 住所：〒564－8550 吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：06－6384－1456
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	吹田市市民部市民課国民年金担当 住所：〒564－8550 吹田市泉町1丁目3番40号 電話番号：050－1807－2219

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	主に以下の2点を徹底している。 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者にマイナンバーの提供を求め、情報の真正性確認を行う。 ②個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスのうち、人手が介在する作業については、常に二重チェックを行う等（委託事業者の処理後、職員による検査等）により、業務を管理し人為的ミスの発生リスクの対策を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・委託事業者従業員の勤務届出により、情報にアクセスできる者を管理している。 ・委託事業者の業務について、日報、受付簿により毎日に個人情報の取り扱った内容を職員で点検確認を行っている。 ・個人情報を保管する執務室及びロッカーは施錠できる環境としている。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月14日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 市民生活部市民生活室国民年金課	①部署 市民部国民年金課	事後	
平成28年11月14日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市市民生活部市民相談室情報公開課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	請求先 吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	
平成28年11月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 吹田市市民生活部市民生活室国民年金課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1209	連絡先 吹田市市民部国民年金課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1209	事後	
平成28年11月14日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年3月31日	いつの時点の計数か 平成28年3月31日	事後	
平成28年11月14日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年7月30日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	
平成29年9月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 国民年金課長 沖田 孝行	②所属長 国民年金課長 金尻 充功	事後	
平成29年9月1日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年3月31日	いつの時点の計数か 平成29年3月31日	事後	
平成29年9月1日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	
平成30年8月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する請求書を受け、審査し日本年金機構へ進達を行い、また、年金生活者支援給付金の審査に關し必要な情報を提供する法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等の所得情報等の提供	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する請求書を受け、審査し日本年金機構へ進達を行い、また、年金生活者支援給付金の審査に關し必要な情報を提供する法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等に係る情報の提供	事後	
平成30年8月1日	特定個人情報ファイル名	国民年金情報、住民基本台帳情報、市民税情報	国民年金情報	事後	
平成30年8月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 国民年金課長 金尻 充功	②所属長 国民年金課長 東風瀧 義正	事後	
平成30年8月1日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成29年3月31日	いつの時点の計数か 平成30年3月31日		
平成30年8月1日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	いつの時点の計数か 平成30年8月1日		
平成31年3月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する請求書を受け、審査し日本年金機構へ進達を行い、また、年金生活者支援給付金の審査に關し必要な情報を提供する法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等に係る情報の提供	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する請求書を受け、審査し日本年金機構へ報告を行う。また、年金生活者支援給付金の審査に關し必要な情報について報告を行う法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等に係る照会への回答	事後	
平成31年3月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	<新規>	課長	事後	
平成31年3月20日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年8月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	
平成31年3月20日	IVリスク対策	<新規>	評価書のとり	事後	
令和1年8月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する請求書を受け、審査し日本年金機構へ報告を行う。また、年金生活者支援給付金の審査に關し必要な情報について報告を行う法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等に係る照会への回答	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する請求書を受け、審査し日本年金機構へ報告を行う。また、日本年金機構が年金生活者支援給付金の審査に關し必要な情報について報告を行う法定受託事務である。特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 1 年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査に係る事務 2 年金生活者支援給付金受給資格者等に係る照会への回答	事後	
令和1年8月1日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 平成31年3月31日	事後	
令和1年8月1日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部国民年金課	市民部市民課国民年金担当	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	参事	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 吹田市市民部国民年金課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1209	連絡先 吹田市市民部市民課国民年金担当 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1209	事後	
令和7年3月17日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和7年3月1日	事後	
令和7年3月17日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和7年3月1日	事後	
令和7年3月17日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	連絡先 吹田市市民部市民課国民年金担当 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1209	連絡先 吹田市市民部市民課国民年金担当 吹田市泉町1丁目3番40号 050-1807-2219	事後	
令和7年3月17日	IV-8. 人手を介在させる作業	<新規>	十分である	事後	新様式に対応
令和7年3月17日	IV-8. 人手を介在させる作業-判断の根拠	<新規>	主に以下の2点を徹底している。 ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、申請者にマイナンバーの提供を求め、情報の真正性確認を行う。 ②個人情報入手から保管・廃棄までのプロセスのうち、人手が介在する作業については、常に二重チェックを行う等(委託事業者の処理後、職員による検査等)により、業務を管理し人為的ミスの発生リスクの対策を行っている。	事後	新様式に対応
令和7年3月17日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	事後	新様式に対応
令和7年3月17日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か	<新規>	十分である	事後	新様式に対応
令和7年3月17日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策-判断の根拠	<新規>	・委託事業者従業員の勤務届出により、情報にアクセスできる者を管理している。 ・委託事業者の業務について、日報、受付簿により毎日に個人情報の取り扱った内容を職員で点検確認を行っている。 ・個人情報補完する執務室及びロッカーは施錠できる環境としている。	事後	新様式に対応